

喬木村病人等移送専用タクシー利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険認定者及び重度身体障害者並びに高齢者等（以下「利用者」という）の福祉の増進を図るため、喬木村補助金等交付規則（昭和45年9月5日規則第14号）及びこの要綱に基づき病人等移送専用タクシー利用に係る補助を行い、利用者の移送に係る負担の軽減について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において利用者とは、次の各号のいずれかに該当する者で一般の交通機関を利用することが困難な者をいう。

- (1) 介護保険の認定（要支援1・2、要介護1・2・3・4・5）を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者
- (3) おおむね65歳以上の老衰、心身の障害および傷病等の理由により臥床している者
- (4) その他村長が必要と認めた者

(補助内容)

第3条 利用者の移送に必要な民間の病人等移送専用タクシー（ストレッチャー装着車及びリクライニング車椅子対応車）を利用した場合、その費用の一部を補助するものとする。

2 1回あたりの利用に対する補助額は、利用者負担額の2分の1とし、補助額の上限は10,000円を上限とする。

3 補助する移送区間は次のとおりとする。

- (1) 居宅と福祉サービスを提供する施設又は病院との間
- (2) 福祉サービスを提供する施設と病院との間
- (3) 異なる二つの福祉サービスを提供する施設の間

(4) 異なる二つの病院の間

(5) 居宅と別の居宅の間

(6) その他村長が必要と認めた区間

4 この要綱に定める補助制度以外の補助制度との併用はできないものとする。

(申請)

第4条 この事業による補助を受けようとする者は、利用後速やかに移送事業費支給申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 村長は、前条による申請があったときは、内容を審査し適当と認めるときは速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第6条 村長は、補助金を受けた者が、偽りその他不正の手段で給付を受けたと認められるときは、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。